令和８年 11 月４日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	国土地理院における組織変革（ＣＸ）推進にかかる空調機更新（Ｒ７その８）
１．履行又は納入期限	令和９年２月 26 日（金）
１．履行又は納入場所	仕様書のとおり
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年 11 月 11 日（水）12 時 00 分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 (4)仕様書７．に示す要件を満たすこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　　無　　―%　　部分払　　―回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf (2) 仕様書７．に記載のとおり、見積書の提出期限までに国土地理院担当者立会いのもと現場確認を行うこと。現場確認の日時調整は、原則として電子メール（注意事項２ページにメールアドレスを記載）により申請することとする。

仕　　様　　書

１．件　　名　　国土地理院における組織変革（ＣＸ）推進にかかる空調機更新（Ｒ７その８）

２．作業目的　　本館５階空調機械室内に設置している空調機（ＡＨＵ－６）について、経年劣化によって電動機が停止しており、当該機器を更新する。

３．作業内容　　本館５階空調機械室に設置している空調機の電動機について、以下のとおり更新する。

・電動機　SF-PR 三相 200V7.5kW　　１台
・イソメックプーリー　SPB224-3　　１個
・イソメックブッシング　2517-38-N　　１個

４．作業場所　　国土地理院（別紙のとおり）

５．履行期限　　令和９年２月 26 日（金）

６．提出書類　　(1)作業工程表

契約締結後速やかに実施工程表（予定）を作成し、発注者側の承諾を受けること。なお、作業日時の確定については、事前に発注者と調整すること。

(2)作業計画書

契約締結後速やかに現地確認を実施し施工管理体制、使用材料(機器類含む)、施工方法等について、作業の具体的な計画を定めた作業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(3)打ち合わせ記録簿及び作業記録

・ 発注者と協議、承諾事項にかかる打ち合わせを行った場合は、記録簿を作成し、速やかに提出すること（押印不要)。

・作業の経過を記載した書類（作業前後、使用材料（機器類含む）や作業工程を管理・確認出来る写真を撮影した物を含む）を作成すること。

(4)作業報告書（工程写真含む）（A4 ファイル綴じ）　２部

・上記(1)(2)(3)で作成した書類、実施工程表（実施)、製品出荷証明書、保証書、取扱説明書、各検査・試験成績書、図面（配管図等）などを含む

(5)作業完了報告書

(6)付属品一覧（引渡書）

(7)発生材引渡し書（有価材の最終数量が確定し指定場所に搬入完了後に写真を添えて提出。なお、一工程における搬入の都度、現状を撮影するなど積載状況を把握し発注者側の求めに応じて、提示できるようにしておくこと）

(8)産業廃棄物管理票（マニフェスト・フロン類回収証明書等）

関係法令等を遵守し適切に廃棄するとともに「廃棄したことを証明する書類（マニフェスト等)」を提出すること。

7．応札要件　　見積書提出期限までに担当者立会いのもと現地確認を行うこと。

8．そ の 他　　(1)本作業の実施にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「改修標仕」という。）による。改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）」を準用するとともに、適用を受ける関係法令等を遵守し、安全確保、環境保全に努めること。

(2)本作業を実施するための必要な経費は、すべて受注者側の負担とする。仮設事務所等の設置や作業に要する電気・水道料金等についても同様とする。

また、作業員の駐車場及び仮設事務所等が必要な場合には、設置場所等については発注者と協議すること。

(3)作業にあたっては、当設備の保守・管理請負業者と調整を行うとともに、近接する他の部材、設備、建物等を汚損しないように十分配慮しながら実施すること。受注者の過失により、本作業の対象物以外の設備等にも損害が発生した場合、その損害賠償は受注者の責任とする。

(4)本仕様書に定める事項について、現状に差異が生じた場合には、現状を優先するものとし、発注者側と協議のうえ対応するものとする。

(5)火気の使用が必要な場合は、取り扱いに十分注意すること。また、事前に発注者の承認を得ること。

(6)本作業における現場での更新作業は、原則として平日の8時30分から17時15分に実施すること。ただし、発注者が必要と認める場合は休日作業を行うことができる。

(7)本作業を実施するために必要な、諸官公署手続き費用（事前協議および資料作成含む）は本作業に含まれるものとする。

(8)本作業を実施するために必要な雑材消耗品は、すべて受注者側の負担とする。本仕様書に明記なき事項であっても機能上、当然必要と認められる事項については、受注者により充足するものとする。

(9)本作業に関する打ち合わせは、原則国土地理院において、作業開始（着手）前に１回以上実施するものとする。なお、打ち合わせを実施した後は打ち合わせ記録簿を作成し，発注者に提出すること。

(10)その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。

9．備　　考　　本作業の実施期間中及び完了後、本作業の実施過程で知り得た情報は、作業の目的以外に使用、第三者に開示、漏洩してはならない。

この仕様書に疑義がある場合は、契約課契約係を経由して契約課専門職宛照会するこ

と。

作業場所



1	本館棟
2	共用棟
3	研究棟
4	宇宙測地館
5	情報サービス館
6	地図と測量の科学館
7	車庫棟
8	守衛所
9	特殊廃水施設棟
10	実験水槽棟
11	倉庫（測図）
12	倉庫（地理調査）
13	レーザー測距検定棟
14	観測塔格納庫
15	天文観測棟Ａ
16	天文観測棟Ｂ
17	地磁気観測棟（絶対観測室）
18	地磁気観測棟（変化計室）
19	地磁気観測棟（空調機械室）
20	測地観測塔
21	地盤沈下地下水観測棟
22	地下水位観測棟
23	重力測定棟
24	地殻活動観測棟
25	基線場観測棟
26	ＶＬＢＩ連続観測局舎
27	つくば32mVLBIアンテナ
28	比較検定基線場観測施設
29	防火水槽棟
30	物置小屋（ＰＣＢ保管場所）
31	倉庫棟
32	油庫１・２
33	ブロアー室棟
34	フィルム庫
35	廃棄物置場
36	ＶＬＢＩアンテナ基礎（1）-ＶＬＢＩ基台
37	渡り廊下－１
38	渡り廊下－２
39	更衣室棟
40	自転車置場M01・M02

国土地理院建物全体平面図 S=1/2000

別紙